

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日に當たる翌日)

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する規則
施行期日を定める規則
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和六十二年三月鳥取県条例第十四号)の施行期日は、昭和六十二年四月十六日とする。

目次

◆規則

- する条例の施行期日を定める規則(建築課)の一部を改正する条例の一部を改正する規則(建築課)
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する規則(建築課)

規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する規則(建築課)の施行期日を定める規則(建築課)をここに公布する。

昭和六十二年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十号

面影第三団地	
五百四十五号及び第五百四十六号、五百四十九号及び第五百五十号の住宅	八号の住宅
四	二
二四、六〇〇円	一〇、九〇〇円

に、

鳥取県規則第三十一号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の施行規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

昭和六十二年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

別表の第一種県営住宅の表中

改める。

誠道第一団地	
宅第一号から第五号までの住	第一号から第五号までの住
第六号及び第七号の住宅	第六号及び第七号の住宅
第十号及び第十一号の住宅	第十号及び第十一号の住宅

誠道第一団地	
第六号及び第七号の住宅	第六号から第五号までの住
二	五
二三、〇〇〇円	一〇、四〇〇円

上福原第三団地	
上福原第四団地	上福原第三団地
上福原第三団地	一六
上福原第三団地	四一、三〇〇円

上井第三団地	
上井第三団地	第百七号から第百九号まで
上井第三団地	三百十三号から第百十五号まで
上井第三団地	二〇、七〇〇円

に、を、に、を、に、を、

上井第四団地	
上井第四団地	第一号の住宅
上井第四団地	一百一號及び第二百三號の住
上井第四団地	一、一六、七〇〇円

三明寺団地	
三明寺団地	第一号の住宅
三明寺団地	一百一號及び第二百三號の住
三明寺団地	一、一六、七〇〇円

宇倍野第一団地	
宇倍野第一団地	第八号から第十三号までの住
宇倍野第一団地	二十一号から二十四号までの住
宇倍野第一団地	一六、〇〇〇円

を、に、を、に、を、に、を、

上井第八団地	第六十五号から第六十七号 までの住宅	三
陰田第一団地	一百八号及び第一百十九号	二

陰田第一団地	一〇	
陰田第二団地	八、五〇〇円	八、三〇〇円

陰田第二団地	一一	三〇、五〇〇円
陰田第三団地	八、二〇〇円	

陰田第三団地	一一	二、一五、七〇〇円
第一号及び第二号の住宅	二	一、三〇〇円

庄内団地	第五号から第十号までの住	
第一号及び第二号の住宅	二	一、三〇〇円
第三号の住宅	一	八、一〇〇円
宅第四号から第七号までの住	四	一五、八〇〇円

に を に、を に、

改める。

様式第七号の別記諸条項の四の中「二十二万六千円」を「二十六万九千円」に改める。

この規則は、昭和六十二年四月十六日から施行する。

附 則